

児童虐待を防止し、児童の権利利益の擁護を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律案 新旧対照条文目次

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第一条関係）【平成三十一年七月一日・平成三十二年四月一日施行】	一
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第二条関係）【平成三十四年四月一日施行】	二〇
○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）（抄）（第三条関係）【平成三十五年四月一日施行】	二九
○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第四条関係）【平成三十一年七月一日施行】	三五
○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第五条関係）【平成三十二年四月一日施行】	四九
○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第六条関係）【平成三十五年四月一日施行】	六七
○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）（第七条関係）【平成三十二年四月一日施行】	六八
○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）（附則第十一条関係）【平成三十一年七月一日施行】	七一
○ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）（附則第十二条関係）【平成三十二年四月一日施行】	七二
○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十三条関係）【平成三十五年四月一日施行】	七四
○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（附則第十四条関係）【平成三十五年四月一日施行】	七九
○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）（附則第十五条関係）【平成三十五年四月一日施行】	八〇
○ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第一百十号）（抄）（附則第十六条関係）【平成三十五年四月一日施行】	八八

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第一条関係）【平成三十一年七月一日・平成三十二年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第八条 第九項並びに第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。</p> <p>② 前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「都道府県児童福祉審議会」という。）は、同項に定めるもののほか、児童、妊産婦及び知的障害者の福祉に関する事項を調査審議することができる。</p> <p>③ 市町村は、第三十四条の十五第四項の規定によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。</p> <p>④ 都道府県児童福祉審議会は、都道府県知事の、前項に規定する審議会その他の合議制の機関（以下「市町村児童福祉審議会」という。）は、市町村長の管理に属し、それぞれその諮問に答え、又は</p>	<p>第八条 第八項、第二十七条第六項、第三十三条の十五第三項、第三十五条第六項、第四十六条第四項及び第五十九条第五項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。ただし、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十二条第一項の規定により同法第七条第一項に規定する地方社会福祉審議会（以下「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、この限りでない。</p> <p>② 〔略〕</p> <p>③ 〔略〕</p> <p>④ 〔略〕</p>

関係行政機関に意見を具申することができる。

⑤ 都道府県児童福祉審議会及び市町村児童福祉審議会（以下「児童福祉審議会」という。）は、特に必要があると認めるときは、関係行政機関に対し、所属職員の出席説明及び資料の提出を求めることができる。

⑥ 児童福祉審議会は、特に必要があると認めるときは、児童、妊産婦及び知的障害者、これらの者の家族その他の関係者に対し、第一項本文及び第二項の事項を調査審議するため必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

⑦ 児童福祉審議会は、前項の規定により意見を聴く場合においては、意見を述べる者の心身の状況、その者の置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。

⑧・⑨ 「略」

第十条 市町村は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な情報の提供を行うこと。

三 児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他からの相談に応ず

⑤ 「略」

⑥ 「略」

⑦ 「新設」

⑦・⑧ 「略」

第十条 「略」

ること並びに必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。

四 前三号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、家庭その他につき、必要な支援を行うこと。

② 市町村長は、前項第三号に掲げる業務のうち専門的な知識及び技術を必要とするものについては、児童相談所の技術的援助及び助言を求めなければならない。

③ 市町村長は、第一項第三号に掲げる業務を行うに当たつて、医学的、心理学的、教育学的、社会的及び精神保健上の判定を必要とする場合には、児童相談所の判定を求めなければならない。

④ 市町村は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑤ 国は、市町村における前項の体制の整備及び措置の実施に関し、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点を整備しなければならない。

② 前項の拠点には、児童及びその家庭からの相談に応ずるための

② 〔略〕

③ 〔略〕

④ 〔略〕

〔新設〕

第十条の二 市町村は、前条第一項各号に掲げる業務を行うに当たり、児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の必要な支援を行うための拠点の整備に努めなければならない。

〔新設〕

職員、児童の心理に関する知識を有する職員、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第二条に規定する児童虐待（以下単に「児童虐待」という。）に係る相談に応ずるための専門職員、婦人相談員その他必要な職員を置くものとする。

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 第十条第一項各号に掲げる市町村の業務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供、市町村職員の研修その他必要な援助を行うこと及びこれらに付随する業務を行うこと。

二 児童及び妊産婦の福祉に関し、主として次に掲げる業務を行うこと。

イ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、実情の把握に努めること。

ロ 児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること。

ハ 児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと。

ニ 児童及びその保護者につき、ハの調査又は判定に基づいて心理又は児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及

第十一条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一 〔略〕

二 〔略〕

イ 〔略〕

ロ 〔略〕

ハ 〔略〕

ニ 〔略〕

び技術を必要とする指導その他必要な指導を行うこと。

ホ 児童の一時保護を行うこと。

ヘ 児童の権利の保護の観点から、一時保護の解除後の家庭その他の環境の調整、当該児童の状況の把握その他の措置により当該児童の安全を確保すること。

ト 里親に関する次に掲げる業務を行うこと。

(1) 里親に関する普及啓発を行うこと。

(2) 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。

(3) 里親と第二十七条第一項第三号の規定により入所の措置が採られて乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設に入所している児童及び里親相互の交流の場を提供すること。

(4) 第二十七条第一項第三号の規定による里親への委託に資するよう、里親の選定及び里親と児童との間の調整を行うこと。

(5) 第二十七条第一項第三号の規定により里親に委託しようとする児童及びその保護者並びに里親の意見を聴いて、当該児童の養育の内容その他の厚生労働省令で定める事項について当該児童の養育に関する計画を作成すること。

チ 養子縁組により養子となる児童、その父母及び当該養子と

ホ 〔略〕

〔新設〕

ヘ 〔略〕

ト 〔略〕

なる児童の養親となる者、養子縁組により養子となつた児童、その養親となつた者及び当該養子となつた児童の父母（民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条の二第一項に規定する特別養子縁組により親族関係が終了した当該養子となつた児童の実方の父母を含む。）その他の児童を養子とする養子縁組に関する者につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言その他の援助を行うこと。

三 前二号に掲げるもののほか、児童及び妊産婦の福祉に関し、広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、体制の整備その他の措置について、必要な支援に努めるものとする。

③ 都道府県知事は、第一項又は前項の規定による都道府県の事務の全部又は一部を、その管理に属する行政庁に委任することができる。

④ 都道府県知事は、第一項第二号トに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 前項の規定により行われる里親支援事業に係る事務に従事する

三 〔略〕

② 都道府県知事は、市町村の第十条第一項各号に掲げる業務の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

③ 〔略〕

④ 都道府県知事は、第一項第二号ヘに掲げる業務（次項において「里親支援事業」という。）に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

⑤ 〔略〕

者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

⑥ 都道府県は、この法律による事務を適切に行うために必要な体制の整備に努めるとともに、当該事務に従事する職員の人材の確保及び資質の向上のために必要な措置を講じなければならない。

⑦ 国は、都道府県における前項の体制の整備及び措置の実施に關し、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者
- 二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

四 精神保健福祉士

五 公認心理師

六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉

〔新設〕

〔新設〕

第十二条の三 〔略〕

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 〔略〕

二 〔略〕

三 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

四 〔略〕

司」という。)として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならぬ。

④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならぬ。

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まれなければならない。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、
同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者
又は同項第五号に該当する者

二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師

⑦ 前項第一号に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定

五 〔略〕

③ 〔略〕

④ 〔略〕

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者が、それぞれ一人以上含まれなければならない。

⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まれなければならない。

一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者

二 〔略〕

〔新設〕

める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、各年度において次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数を合計した数以上の数であつて保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものを標準として、都道府県が定めるものとする。

一 次号に掲げる業務以外の業務 次に掲げる数を合計した数

イ 各児童相談所の管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。ロ(2)において同じ。）を三万で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

ロ 各児童相談所につき、(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の児童福祉司一人当たりの件数として政令で定める数で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

(1) 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

〔新設〕

<p>三 医師</p>	<p>(2) 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として政令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数</p> <p>ハ 当該都道府県が設置する児童相談所の数</p> <p>二 第十一条第一項第二号トに規定する里親に関する業務 当該都道府県が設置する児童相談所の数</p> <p>③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならぬ。</p> <p>一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者</p> <p>二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの</p>
-------------	---

<p>三 〔略〕</p>	<p>〔新設〕</p> <p>③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならぬ。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 〔略〕</p>
--------------	---

- 四 社会福祉士
- 五 精神保健福祉士
- 六 公認心理師
- 七 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの
- 八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの
- ④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。
- ⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（次項及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。）が含まなければならない。
- ⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。
- ⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができ

- 四 〔略〕
- 〔新設〕
- 〔新設〕
- 五 〔略〕
- 六 〔略〕
- ④ 〔略〕
- 〔新設〕
- ⑤ 他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。
- ⑥ 前項の指導及び教育を行う児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。
- ⑦ 〔略〕

る。

⑨ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

⑩ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

② 市町村は、母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十条、第十一条第一項若しくは第二項（同法第十九条第二項において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の指導に併せて、乳児家庭全戸訪問事業を行うことができる。

③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委

⑧ 〔略〕

⑨ 〔略〕

第二十一条の十の二 市町村は、児童の健全な育成に資するため、乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業を行うよう努めるとともに、乳児家庭全戸訪問事業により要支援児童等（特定妊婦を除く。）を把握したとき又は当該市町村の長が第二十六条第一項第三号の規定による送致若しくは同項第八号の規定による通知若しくは児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第八条第二項第二号の規定による送致若しくは同項第四号の規定による通知を受けたときは、養育支援訪問事業の実施その他の必要な支援を行うものとする。

② 〔略〕

③ 〔略〕

託することができる。

④ 前項の規定により行われる乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

第二十五条の二 地方公共団体は、単独で又は共同して、要保護児童（第三十一条第四項に規定する延長者及び第三十三条第十項に規定する保護延長者（次項において「延長者等」という。）を含む。次項において同じ。）の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るため、関係機関、関係団体及び児童の福祉に關連する職務に従事する者その他の関係者（以下「関係機関等」という。）により構成される要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を置くように努めなければならない。

② 協議会は、要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者（延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者を含む。）又は特定妊婦（以下この項及び第五項において「支援対象児童等」という。）に關する情報その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に關する協議を行うものとする。

③ 地方公共団体の長は、協議会を設置したときは、厚生労働省令

④ 〔略〕

第二十五条の二 〔略〕

② 〔略〕

③ 〔略〕

で定めるところにより、その旨を公示しなければならない。

④ 協議会を設置した地方公共団体の長は、協議会を構成する関係機関等のうちから、一に限り要保護児童対策調整機関を指定する。

⑤ 要保護児童対策調整機関は、協議会に関する事務を総括するとともに、支援対象児童等に対する支援が適切に実施されるよう、厚生労働省令で定めるところにより、支援対象児童等に対する支援の実施状況を的確に把握し、必要に応じて、児童相談所、養育支援訪問事業を行う者、母子保健法第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関等との連絡調整を行うものとする。

⑥ 要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

〔削る〕

⑦ 要保護児童対策調整機関に置かれた調整担当者は、厚生労働大

④ 〔略〕

⑤ 〔略〕

⑥ 市町村の設置した協議会（市町村が地方公共団体（市町村を除く。）と共同して設置したものを含む。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、専門的な知識及び技術に基づき前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるもの（次項及び第八項において「調整担当者」という。）を置くものとする。

⑦ 地方公共団体（市町村を除く。）の設置した協議会（当該地方公共団体が市町村と共同して設置したものを除く。）に係る要保護児童対策調整機関は、厚生労働省令で定めるところにより、調整担当者置くように努めなければならない。

⑧ 〔略〕

臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

第二十五条の三 協議会は、前条第二項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

② 関係機関等は、前項の規定に基づき、協議会から資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力の求めがあつた場合には、これに応ずるよう努めなければならない。

第三十三条の二 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七条の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

③ 前項の児童の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定に

第二十五条の三 〔略〕

〔新設〕

第三十三条の二 〔略〕

② 児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについても、監護、教育及び懲戒に関し、その児童の福祉のため必要な措置を採ることができる。

③ 〔略〕

よる措置を不当に妨げてはならない。

- ④ 第二項の規定による措置は、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。

第三十三条の十二 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、これを都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、第三十三条の十四第一項若しくは第二項に規定する措置を講ずる権限を有する都道府県の行政機関（以下この節において「都道府県の行政機関」という。）、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村又は児童委員を介して、都道府県の設置する福祉事務所、児童相談所、都道府県の行政機関、都道府県児童福祉審議会若しくは市町村に通告しなければならない。

- ② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をする必要を要しない。

- ③ 被措置児童等は、被措置児童等虐待を受けたときは、その旨を児童相談所、都道府県の行政機関又は都道府県児童福祉審議会に届け出ることができる。

- ④ 〔略〕

第三十三条の十二 〔略〕

- ② 被措置児童等虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、当該被措置児童等虐待を受けたと思われる児童が、児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待を受けたと思われる児童にも該当する場合において、前項の規定による通告をしたときは、同法第六条第一項の規定による通告をする必要を要しない。

- ③ 〔略〕

④ 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。

⑤ 施設職員等は、第一項の規定による通告をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一 成年被後見人又は被保佐人

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

三 この法律、児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）その他国民の福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四 児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

④ 〔略〕

⑤ 〔略〕

第三十四条の二十 本人又はその同居人が次の各号（同居人にあつては、第一号を除く。）のいずれかに該当する者は、養育里親及び養子縁組里親となることができない。

一 〔略〕

二 〔略〕

三 〔略〕

四 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は被措置児童等虐待を行つた者その他児童の福祉に関し著しく不適當な行為をした者

② 都道府県知事は、養育里親若しくは養子縁組里親又はその同居人が前項各号（同居人にあつては、同項第一号を除く。）のいずれかに該当するに至つたときは、当該養育里親又は養子縁組里親を直ちに養育里親名簿又は養子縁組里親名簿から抹消しなければならない。

第四十七条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七條の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

② 児童相談所長は、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。ただし、民法第七百九十七條の規定による縁組の承諾をするには、厚生労働省令の定めるところにより、都道府県知事の許可を得なければならない。

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六條の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについて、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要

② 〔略〕

第四十七条 〔略〕

② 〔略〕

③ 児童福祉施設の長、その住居において養育を行う第六條の三第八項に規定する厚生労働省令で定める者又は里親は、入所中又は受託中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のあるものについて、監護、教育及び懲戒に関し、その児童等の福祉のため必要

な措置をとることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

④ 前項の児童等の親権を行う者又は未成年後見人は、同項の規定による措置を不当に妨げてはならない。

⑤ 第三項の規定による措置は、児童等の生命又は身体の安全を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その親権を行う者又は未成年後見人の意に反しても、これをとることができる。この場合において、児童福祉施設の長、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親は、速やかに、そのとつた措置について、当該児童等に係る通所給付決定若しくは入所給付決定、第二十一条の六、第二十四条第五項若しくは第六項若しくは第二十七条第一項第三号の措置、助産の実施若しくは母子保護の実施又は当該児童に係る子ども・子育て支援法第二十条第四項に規定する支給認定を行った都道府県又は市町村の長に報告しなければならない。

な措置をとることができる。

④ 〔略〕

⑤ 〔略〕

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第二条関係）【平成三十四年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。</p> <p>② 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。</p> <p>③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士^の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。</p> <p>④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務（前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。）を行うことができる。</p> <p>⑤ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）の長（以下「福祉事務所長」という。）に必要な調査を委嘱することができる。</p>	<p>第十二条 〔略〕</p> <p>② 〔略〕</p> <p>③ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち法律に関する専門的な知識経験を必要とするものを適切かつ円滑に行うこと^の重要性に鑑み、児童相談所における弁護士^の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。</p> <p>④ 〔略〕</p> <p>⑤ 〔略〕</p>

第十二条の三 児童相談所の所長及び所員は、都道府県知事の補助機関である職員とする。

第十二条の三 〔略〕

② 所長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

② 〔略〕

一 医師であつて、精神保健に関して学識経験を有する者

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）

三 社会福祉士

四 精神保健福祉士

五 公認心理師

六 児童の福祉に関する事務をつかさどる職員（以下「児童福祉司」という。）として二年以上勤務した者又は児童福祉司たる資格を得た後二年以上所員として勤務した者

七 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

③ 所長は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

③ 〔略〕

④ 相談及び調査をつかさどる所員は、児童福祉司たる資格を有する者でなければならない。

④ 〔略〕

⑤ 判定をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者又はこれに準ずる資格を有する者及び同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑥ 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者が含まなければならない。

〔削る〕

〔削る〕

⑦ 前項に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

⑧ 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導をつかさどる所員の中には、医師及び保健師が、それぞれ一人以上含まなければならない。

⑤ 〔略〕

⑥ 指導をつかさどる所員の中には、次の各号に掲げる指導の区分に応じ、当該各号に定める者が含まなければならない。

- 一 心理に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 第二項第一号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者、同項第二号に該当する者若しくはこれに準ずる資格を有する者又は同項第五号に該当する者
- 二 児童の健康及び心身の発達に関する専門的な知識及び技術を必要とする指導 医師又は保健師

⑦ 前項第一号に規定する指導をつかさどる所員の数は、政令で定める基準を標準として都道府県が定めるものとする。

〔新設〕

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、各年度において次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数を合計した数以上の数であつて保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものを標準として、都道府県が定めるものとする。

一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 次に掲げる数を合計した数

イ 各児童相談所の管轄区域における人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。ロ(2)において同じ。）を三万で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

ロ 各児童相談所につき、(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数（その件数が零を下回るときは、零とする。）を当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待（児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待をいう。(1)及び(2)において同じ。）に係る相談の全国の児童福祉司一人当たりの件数として政令で定める数で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）を合計した数

(1) 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待

第十三条 〔略〕

② 児童福祉司の数は、各年度において、次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数を合計した数以上の数であつて、保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものであることを標準として、都道府県が定めるものとする。

一 次号に掲げる業務以外の業務 次に掲げる数を合計した数

イ 〔略〕

ロ 〔略〕

に係る相談に応じた件数

(2) 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として政令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

ハ 当該都道府県が設置する児童相談所の数

二 第十一条第一項第二号トに規定する里親に関する業務 当該都道府県が設置する児童相談所の数

三 第十一条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、次条第二項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の陳述その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整 都道府県の区域内の市町村の数を三十で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）

③ 児童福祉司は、都道府県知事の補助機関である職員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならぬ。

一 都道府県知事の指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業し、又は都道府県知事の指定する講習会の課程を修了した者

ハ 〔略〕

二 〔略〕

〔新設〕

③ 〔略〕

一 〔略〕

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上相談援助業務（児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務をいう。第七号において同じ。）に従事したもの

三 医師

四 社会福祉士

五 精神保健福祉士

六 公認心理師

七 社会福祉主事として二年以上相談援助業務に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

八 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者であつて、厚生労働省令で定めるもの

④ 児童福祉司は、児童相談所長の命を受けて、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について、相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等児童の福祉増進に努める。

⑤ 児童福祉司の中には、他の児童福祉司が前項の職務を行うため必要な専門的技術に関する指導及び教育を行う児童福祉司（次項

二 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める施設において一年以上児童その他の者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う業務に従事したもの

三 〔略〕

四 〔略〕

五 〔略〕

六 〔略〕

七 社会福祉主事として二年以上児童福祉事業に従事した者であつて、厚生労働大臣が定める講習会の課程を修了したもの

八 〔略〕

④ 〔略〕

⑤ 〔略〕

及び第七項において「指導教育担当児童福祉司」という。）が含まれなければならない。

⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者であつて、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修の課程を修了したものでなければならない。

⑦ 指導教育担当児童福祉司の数は、政令で定める基準を参酌して都道府県が定めるものとする。

⑧ 児童福祉司は、児童相談所長が定める担当区域により、第四項の職務を行い、担当区域内の市町村長に協力を求めることができる。

⑨ 児童福祉司は、厚生労働大臣が定める基準に適合する研修を受けなければならない。

⑩ 第三項第一号の施設及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

第五十九条の四 第十二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、指定都市及び児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、指定都市又は児童相談所設置市が処理するものとする。この場合において、第十三条第二項第三号中「市町村の」とあるのは「市町村（地方自

⑥ 指導教育担当児童福祉司は、児童福祉司としておおむね五年以上勤務した者でなければならない。

⑦ 〔略〕

⑧ 〔略〕

⑨ 〔略〕

⑩ 〔略〕

第五十九条の四 〔新設〕

治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を除く。）の」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

② 前項に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。

③ 前二項の場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

④ 前二項の規定により指定都市等の長がした処分（地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び第五十九条の六において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

⑤ 指定都市等の長が第二項の規定によりその処理することとされ

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

〔新設〕

② 前項の規定により指定都市等の長がした処分（地方自治法第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び第五十九条の六において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

③ 指定都市等の長が第一項の規定によりその処理することとされ

た事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

⑥ 都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることができる。

⑦ この法律に定めるもののほか、児童相談所設置市に関し必要な事項は、政令で定める。

た事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

④ 〔略〕

⑤ 〔略〕

○ 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）（抄）（第三条関係）【平成三十五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十二条 都道府県は、児童相談所を設置しなければならない。</p>	<p>第十二条 〔略〕</p>
<p>② 児童相談所の数は、都道府県の人口（最近の国勢調査の結果によるものとする。第十三条第二項第一号イ及び同号ロ(2)において同じ。）を五十万で除して得た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）以上の数であつて地理的条件及び交通事情その他の社会的条件を考慮したものを標準として、都道府県が定めるものとする。</p>	<p>② 〔略〕</p>
<p>③ 児童相談所は、児童の福祉に関し、主として前条第一項第一号に掲げる業務（市町村職員の研修を除く。）並びに同項第二号（イを除く。）及び第三号に掲げる業務並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十二条第二項及び第三項並びに第二十六条第一項に規定する業務を行うものとする。</p>	<p>③ 〔略〕</p>
<p>④ 都道府県は、児童相談所が前項に規定する業務のうち第二十八条第一項各号に掲げる措置を採ることその他の法律に関する専門的な知識経験を必要とするものについて、常時弁護士による助言又は指導の下で適切かつ円滑に行うため、児童相談所における弁護士配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。</p>	<p>④ 〔略〕</p>
<p>⑤ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第三項に規定する業務</p>	<p>④ 児童相談所は、必要に応じ、巡回して、第二項に規定する業務</p>

(前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。)を行うことができる。

⑥ 児童相談所長は、その管轄区域内の社会福祉法に規定する福祉に関する事務所(以下「福祉事務所」という。)の長(以下「福祉事務所長」という。)に必要な調査を委嘱することができる。

第十二条の五 この法律で定めるもののほか、当該都道府県内の児童相談所を援助する中央児童相談所の指定その他児童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三条 都道府県は、その設置する児童相談所に、児童福祉司を置かなければならない。

② 児童福祉司の数は、各年度において次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数を合計した数以上の数であつて保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものを標準として、都道府県が定めるものとする。

一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 次に掲げる数を合計した数

イ 各児童相談所の管轄区域における人口を三万で除して得た数(その数に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)を合計した数

(前条第一項第二号ホに掲げる業務を除く。)を行うことができる。

⑤ [略]

第十二条の五 この法律で定めるもののほか、児童相談所の管轄区域その他児童相談所に關し必要な事項は、命令でこれを定める。

第十三条 [略]

② 児童福祉司の数は、各年度において次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号に掲げる数を合計した数以上の数であつて保護を要する児童の数、交通事情等を考慮したものを標準として、都道府県が定めるものとする。

一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 次に掲げる数を合計した数

イ 各児童相談所の管轄区域における人口(最近の国勢調査の結果によるものとする。ロ(2)において同じ。)を三万で除して得た数(その数に満たない端数があるときは、これを一

に切り上げる。)を合計した数

ロ 〔略〕

ロ 各児童相談所につき、(1)に掲げる件数から(2)に掲げる件数を控除して得た件数(その件数が零を下回るときは、零とする。)を当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の児童福祉司一人当たりの件数として政令で定める数で除して得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)を合計した数

(1) 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待に係る相談に応じた件数

(2) 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として政令で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得た件数

ハ 当該都道府県が設置する児童相談所の数

二 第十一条第一項第二号トに規定する里親に関する業務 当該都道府県が設置する児童相談所の数

三 第十一条第一項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、次条第二項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整 都道府県の区域内の市町村の数を三十で除して得

ハ 〔略〕

二 〔略〕

三 〔略〕

た数（その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。）

第五十九条の四 第十二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、指定都市、中核市及び特別区並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、指定都市、中核市若しくは特別区又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合において、第十二条第二項中「よるものとする。」とあるのは「よるものとする。以下この項並びに」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」（当該都道府県の区域内の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区並びに第五十九条の四第一項の児童相談所設置市の人口を除く。）と、第十二条第二項第三号中「市町村の」とあるのは「市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市及び特別区並びに第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を除く。）の」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

② 前項に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市、中核市及

第五十九条の四 第十二条第一項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、指定都市及び児童相談所を設置する市（特別区を含む。以下この項において同じ。）として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、指定都市又は児童相談所設置市が処理するものとする。この場合において、第十三条第二項第三号中「市町村の」とあるのは「市町村（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び第五十九条の四第一項の児童相談所設置市を除く。）の」と読み替えるほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

② 前項に規定するもののほか、この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市

ひ特別区並びに児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市等が処理するものとする。

③ 前二項の場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

④ 前二項の規定により指定都市等の長がした処分（地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務（次項及び第五十九条の六において「第一号法定受託事務」という。）に係るものに限る。）に係る審査請求についての都道府県知事の裁決に不服がある者は、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができる。

⑤ 指定都市等の長が第二項の規定によりその処理することとされた事務のうち第一号法定受託事務に係る処分をする権限をその補助機関である職員又はその管理に属する行政機関の長に委任した場合において、委任を受けた職員又は行政機関の長がその委任に基づいてした処分につき、地方自治法第二百五十五条の二第二項の再審査請求の裁決があつたときは、当該裁決に不服がある者は、同法第二百五十二条の十七の四第五項から第七項までの規定の例により、厚生労働大臣に対して再々審査請求をすることができる。

⑥ 都道府県知事は、中核市、特別区又は児童相談所設置市の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勸

並びに児童相談所設置市においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。

③ 〔略〕

④ 〔略〕

⑤ 〔略〕

⑥ 都道府県知事は、児童相談所設置市の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勸告、助言又は援助を

告、助言又は援助をすることができる。

⑦ 国は、指定都市等に対し、当該指定都市等が第一項において処理するものとされている事務を適切に行うことができるよう、児童相談所の職員の人材の育成及び確保のための支援、財政上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

⑧ この法律に定めるもののほか、中核市、特別区及び児童相談所設置市に関し必要な事項は、政令で定める。

することができる。

〔新設〕

⑦ この法律に定めるもののほか、児童相談所設置市に関し必要な事項は、政令で定める。

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第四条関係）【平成三十一年七月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、<u>不断の検証を行いつつ、児童相談所、福祉事務所、市町村、家庭裁判所、都道府県警察、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十</u> <u>一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次</u> <u>条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）</u>、<u>学</u> <u>校、医療機関、民間団体等の間、地方公共団体相互間、関係省庁</u> <u>相互間その他関係機関及び関係団体との連携の強化（児童相談</u> <u>所及び都道府県警察の間の情報の共有に関する協定の締結を含</u> <u>む。）</u>、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の 防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、<u>関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならぬ。</u></p>

<p>2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>2 〔略〕</p>
<p>3 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>3 〔略〕</p>
<p>4 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。</p>	<p>4 〔略〕</p>
<p>5 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のため、児童虐待に係る相談及び第六条第一項の規定による通告を容易にするための措置並びに居住の実態を把握することができない児童の所在を特定し必要な支援を行うための措置を講ずるものとする。</p>	<p>〔新設〕</p>
<p>6 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の</p>	<p>5 〔略〕</p>

予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

7| 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

8| 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

6| [略]

7| [略]

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。
- 3 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置等)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 [略]

3 [略]

(通告又は送致を受けた場合の措置)

第八条 [略]

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第

二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五
条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長
は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その
他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安
全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲
げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保
護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせる
こと。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童の
うち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送
致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する
保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）
が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県
又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課
後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事
業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規
定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て

2
〔略〕

て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 児童相談所長は、第六条第一項の規定による通告を受けた児童、

児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けた児童又は児童虐待に係る相談に応じた児童（以下この項において「通告等に係る児童」という。）が他の児童相談所の管轄区域に居住地を移したとき（当該通告等に係る児童に対し児童虐待が行われるおそれがないと認められる場合を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該他の児童相談所の所長に対し、当該通告等に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該通告等に係る児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を行わなければならない。この場合において、当該資料又は情報の提供のうち厚生労働省令で定めるものは、第六条第一項の規定による通告とみなす。

4 前三項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致、一時保護又は他の児童相談所の所長に対する資料若しくは情報の提供を行う者は、速やかにこれを行うもの

〔新設〕

3 前二項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致又は一時保護を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

とする。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 [略]

(都道府県知事等相互の連携及び協力)

第十条の七 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条

第一項第三号の措置(次条第四項を除き、以下「施設入所等の措置」という。)若しくは同法第二十七条第一項第二号の措置が採ら

れた場合又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、若しくは同法第二十六条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童の居住地と当該児童虐待を行った保護者の居住地とが異なる都道府県の区域内又は児童相談所の管轄区域内にあるときは、当該児童の居住地を管轄する都道府県知事又は児童相談所長及び当該保護者の居住地を管轄する都道府県知事又は児童相談所長は、これらの措置が適切に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 [略]

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 [略]

[新設]

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 [略]

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同法第二十七条第一項第三号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 当該児童との面会
- 二 当該児童との通信

2 前項の施設の長は、同項の規定による制限を行った場合又は行わなくなった場合は、その旨を児童相談所長に通知するものとする。

3 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置（児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、当該保護者が当該児童を連れ戻すおそれがある等再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は当

(面会等の制限等)

第十二条 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置（以下「施設入所等の措置」という。）が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び当該児童について施設入所等の措置が採られている場合における当該施設入所等の措置に係る同号に規定する施設の長は、厚生労働省令で定めるところにより、当該児童虐待を行った保護者について、次に掲げる行為の全部又は一部を制限することができる。

- 一 [略]
- 二 [略]

2 [略]

3 [略]

該児童の保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、当該保護者に対し、当該児童の住所又は居所を明らかにしないものとする。

第十二条の四〔略〕

〔児童虐待を受けた児童が転居する際の指導の解除の制限等〕

第十二条の五 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置又は同法第二十六条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童が他の都道府県の区域又は他の児童相談所の管轄区域に居住地を移すことを知ったときは、当該区域又は当該管轄区域に居住地を移す日の前日までは、その措置を解除してはならない。

2| 第八条第三項の規定による資料又は情報の提供を受けた児童相談所の所長は、当該資料又は情報の提供に係る児童が当該児童相談所の管轄区域に居住地を移す前の居住地において、当該児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置若しくは同法第二十六条第一項第二号の措置について前項の規定の適用があった場合又は当該児童について施設入所等の措置が採られ、若しくは同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合には、第八条第二項及び同法第二十六条第一項の規定に

第十二条の四〔略〕

〔新設〕

かわらず、当該資料又は情報の提供を受けた後直ちに当該児童について同号の措置を採らなければならない。ただし、当該児童について当該居住地において同法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合であつて、当該居住地から居住地を移した後の居住地が従前と同一の都道府県の区域内にあるときは、この限りでない。

3 前項の規定による措置は、当該措置を開始した日から起算して一月を経過する日までは、解除してはならない。ただし、当該措置に係る児童について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置若しくは施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合は、この限りでない。

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われるこ

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われるこ

とを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭その他の環境（当該施設入所等の措置の解除後に居住地を移すことが見込まれる児童にあつては、居住地を移した後の家庭その他の環境を含む。）その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

2| 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について行われた一時保護を解除しようとするときは、当該児童の家庭その他の環境（当該一時保護の解除後に居住地を移すことが見込まれる児童にあつては、居住地を移した後の家庭その他の環境を含む。）その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

3| 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

4| 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

とを予防するために採られる措置について見込まれる効果その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

〔新設〕

2| 〔略〕

3| 〔略〕

5| 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者とその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四、第十二条の五第一項及び第二項並びに第十三条第一項の規定を適用する。

- 一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長

4| [略]

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者（以下この条において「延長者」という。）、延長者の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者とその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四並びに第十三条第一項の規定を適用する。

- 一 [略]
- 二 [略]
- 三 [略]

時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第五項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行

四 〔略〕

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者（以下この項において「延長者等」という。）、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者（以下この項において「延長者等の監護者」という。）及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者等虐待」という。）については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第四項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一 〔略〕

を加えること。

二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第十九条 第十三条第五項（第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

二 〔略〕

三 〔略〕

四 〔略〕

第十九条 第十三条第四項（第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第五条関係）【平成三十二年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第五項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、不断の検証を行いつつ、児童相談所、福祉事務所、市町村、家庭裁判所、都道府県警察、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校、医療機関、民間団体等の間、地方公共団体相互間、関係省庁相互間その他関係機関及び関係団体間の連携の強化（児童相談所及び都道府県警察の間の情報の共有に関する協定の締結を含む。）、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>	<p>（国及び地方公共団体の責務等）</p> <p>第四条 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見、迅速かつ適切な児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援（児童虐待を受けた後十八歳となった者に対する自立の支援を含む。第三項及び次条第二項において同じ。）並びに児童虐待を行った保護者に対する親子の再統合の促進への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮をした適切な指導及び支援を行うため、不断の検証を行いつつ、児童相談所、福祉事務所、市町村、家庭裁判所、都道府県警察、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センター（次条第一項において単に「配偶者暴力相談支援センター」という。）、学校、医療機関、民間団体等の間、地方公共団体相互間、関係省庁相互間その他関係機関及び関係団体間の連携の強化（児童相談所及び都道府県警察の間の情報の共有に関する協定の締結を含む。）、民間団体の支援、医療の提供体制の整備その他児童虐待の防止等のために必要な体制の整備に努めなければならない。</p>

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

3 国及び地方公共団体は、医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師が特に児童虐待を早期に発見しやすい立場にあることに鑑み、これらの者に対し、児童虐待の発見のため必要な知識及び技術その他必要な事項に関する研修を実施するものとする。

4 国は、前項に規定するもののほか、児童虐待の発見のため必要な知識及び技術を十分に有する医師、歯科医師、保健師、助産師及び看護師の確保、養成及び資質の向上のために必要な措置を講ずるものとする。

5 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援を専門的知識に基づき適切に行うことができるよう、児童相談所等関係機関の職員、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、研修等必要な措置を講ずるものとする。

6 国及び地方公共団体は、児童虐待の防止に資するため、児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等

2 国及び地方公共団体は、児童相談所等関係機関の職員及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士その他児童の福祉に職務上関係のある者が児童虐待を早期に発見し、その他児童虐待の防止に寄与することができるよう、研修等必要な措置を講ずるものとする。

〔新設〕

〔新設〕

3 〔略〕

4 〔略〕

について必要な広報その他の啓発活動に努めなければならない。

7| 国及び地方公共団体は、児童虐待の予防及び早期発見のため、児童虐待に係る相談及び第六条第一項の規定による通告を容易にするための措置を講ずるものとする。

8| 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例（児童虐待を受けた児童に対し再び児童虐待が行われた事例を含む。）の調査及び分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見並びにその再発の防止のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

9| 前項の調査及び分析並びに調査研究及び検証に当たっては、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律（平成三十年法律第百四号）第十五条第二項に規定する児童の死亡の原因に関する情報の活用を努めるものとする。

10| 児童の親権を行う者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を有するものであって、親権を行うに当たっては、できる限り児童の利益を尊重するよう努めなければならない。

5| 〔略〕

6| 国及び地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行うとともに、児童虐待の予防及び早期発見のための方策、児童虐待を受けた児童のケア並びに児童虐待を行った保護者の指導及び支援のあり方、学校の教職員及び児童福祉施設の職員が児童虐待の防止に果たすべき役割その他児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行うものとする。

〔新設〕

7| 〔略〕

らない。

11| 何人も、児童の健全な成長のために、家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）及び近隣社会の連帯が求められていることに留意しなければならない。

（児童虐待の早期発見等）

第五条 学校、児童福祉施設、病院、都道府県警察、婦人相談所、教育委員会、配偶者暴力相談支援センターその他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、弁護士、警察官、婦人相談員その他児童の福祉に職務上関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない。

2 前項に規定する者は、児童虐待の予防その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援に関する国及び地方公共団体の施策に協力するよう努めなければならない。

3| 第一項に規定する者は、正当な理由がなく、その職務に関して知り得た児童虐待を受けたと思われる児童に関する秘密を漏らしてはならない。

4| 前項の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第二項の規定による国及び地方公共団体の施策に協力するよう努める義

8| 〔略〕

（児童虐待の早期発見等）

第五条 〔略〕

2 〔略〕

〔新設〕

〔新設〕

務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。

5| 学校及び児童福祉施設は、児童及び保護者に対して、児童虐待の防止のための教育又は啓発に努めなければならない。

(通告又は送致を受けた場合の措置等)

第八条 市町村又は都道府県の設置する福祉事務所が第六条第一項の規定による通告を受けたときは、市町村又は福祉事務所の長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号又は第二十五条の八第一号の規定により当該児童を児童相談所に送致すること。

二 当該児童のうち次条第一項の規定による出頭の求め及び調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問又は児童福祉法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護の実施が適当であると認めるものを都道府県知事又は児童相談所長へ通知すること。

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十

3| [略]

(通告又は送致を受けた場合の措置等)

第八条 [略]

2 児童相談所が第六条第一項の規定による通告又は児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十

五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講じ、児童虐待が行われているかどうかを判断するため必要があると認めるときは当該児童の心身の状況について医師の意見を聴くとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 児童福祉法第三十三条第一項の規定により当該児童の一時保護を行い、又は適当な者に委託して、当該一時保護を行わせること。

二 児童福祉法第二十六条第一項第三号の規定により当該児童のうち第六条第一項の規定による通告を受けたものを市町村に送致すること。

三 当該児童のうち児童福祉法第二十五条の八第三号に規定する保育の利用等（以下この号において「保育の利用等」という。）が適当であると認めるものをその保育の利用等に係る都道府県又は市町村の長へ報告し、又は通知すること。

四 当該児童のうち児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業、同条第三項に規定する子育て短期支援事業、同条第五項に規定する養育支援訪問事業、同条第六項に規定する地域子育て支援拠点事業、同条第十四項に規定する子育て

五条の八第一号の規定による送致を受けたときは、児童相談所長は、必要に応じ近隣住民、学校の教職員、児童福祉施設の職員その他の者の協力を得つつ、当該児童との面会その他の当該児童の安全の確認を行うための措置を講ずるとともに、必要に応じ次に掲げる措置を採るものとする。

一 〔略〕

二 〔略〕

三 〔略〕

四 〔略〕

て援助活動支援事業、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十九条第一号に掲げる事業その他市町村が実施する児童の健全な育成に資する事業の実施が適当であると認めるものをその事業の実施に係る市町村の長へ通知すること。

3 児童相談所長は、前項の規定により意見を聴く場合においては、児童虐待の発見のため必要な知識及び技術を十分に有する医師の意見を聴くよう努めるものとする。

4 児童相談所長は、第六条第一項の規定による通告を受けた児童、児童福祉法第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号若しくは第二十五条の八第一号の規定による送致を受けた児童又は児童虐待に係る相談に応じた児童（以下この項において「通告等に係る児童」という。）が他の児童相談所の管轄区域に居住地を移したとき（当該通告等に係る児童に対し児童虐待が行われるおそれがないと認められる場合を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、当該他の児童相談所の所長に対し、当該通告等に係る児童又はその保護者の心身の状況、これらの者の置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該通告等に係る児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を行わなければならない。この場合において、当該資料又は情報の提供のうち厚生労働省令で定めるものは、第六条第一項の規定による通告とみなす。

〔新設〕

3 〔略〕

5| 第一項、第二項及び前項の児童の安全の確認を行うための措置、医師の意見の聴取、市町村若しくは児童相談所への送致、一時保護又は他の児童相談所の所長に対する資料若しくは情報の提供を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 [略]

(施設入所等の措置に係る児童の意見の聴取)

第十条の七 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第三号の措置(第十一条第七項を除き、以下「施設入所等の措置」という。)を採ろうとするとき又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護を行おうとするときは、当該児童の意見を聴くものとする。

2| 都道府県知事又は児童相談所長は、前項の規定により意見を聴く場合においては、児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。

(都道府県知事等相互の連携及び協力)

第十条の八 児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置若し

4| 前三項の児童の安全の確認を行うための措置、市町村若しくは児童相談所への送致、一時保護又は他の児童相談所の所長に対する資料若しくは情報の提供を行う者は、速やかにこれを行うものとする。

(行政事件訴訟の制限)

第十条の六 [略]

[新設]

(都道府県知事等相互の連携及び協力)

第十条の七 児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条

くは児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、若しくは同法第二十六条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童の居住地と当該児童虐待を行った保護者の居住地とが異なる都道府県の区域内又は児童相談所の管轄区域内にあるときは、当該児童の居住地を管轄する都道府県知事又は児童相談所長及び当該保護者の居住地を管轄する都道府県知事又は児童相談所長は、これらの措置が適切に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置(児童福祉法第二十八条の規定によるものに限る。)が採られた場合は、当該児童の保護者について同法第二十七条第一項第二号の規定による指導として当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するためのもの(次項において「特定指導」という。)を行わなければならない。

2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号又は同法第二十六条第一項第二号の規定により指導を行う場合(前項の規定により特定

第一項第三号の措置(次条第四項を除き、以下「施設入所等の措置」という。)若しくは同法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われ、若しくは同法第二十六条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童の居住地と当該児童虐待を行った保護者の居住地とが異なる都道府県の区域内又は児童相談所の管轄区域内にあるときは、当該児童の居住地を管轄する都道府県知事又は児童相談所長及び当該保護者の居住地を管轄する都道府県知事又は児童相談所長は、これらの措置が適切に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するものとする。

(児童虐待を行った保護者に対する指導等)

第十一条 〔新設〕

〔新設〕

指導を行う場合を除く。)は、当該保護者について特定指導を行うよう努めるものとする。

3| 児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第

〔新設〕

三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護が行われた場合は、当該児童の保護者に対し、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するための指導、助言その他必要な支援を行うことができる。

4| 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の規定により行われる指導は、親子の再統合への配慮その他の児童虐待を受けた児童が家庭（家庭における養育環境と同様の養育環境及び良好な家庭的環境を含む。）で生活するために必要な配慮の下に適切に行われなければならない。

〔略〕

5| 児童虐待を行った保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合においては、当該保護者は、同号の指導を受けなければならない。

2| 〔略〕

6| 前項の場合において保護者が同項の指導を受けないときは、都道府県知事は、当該保護者に対し、同項の指導を受けるよう勧告することができる。

3| 〔略〕

7| 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、児童福祉法第三十三条第二項の規定により児童相談所長をして児童虐待

4| 〔略〕

を受けた児童の一時保護を行わせ、又は適当な者に当該一時保護を行うことを委託させ、同法第二十七条第一項第三号又は第二十八条第一項の規定による措置を採る等の必要な措置を講ずるものとする。

8| 児童相談所長は、第六項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

9| 都道府県は、保護者への指導（第四項の指導及び児童虐待を行った保護者に対する児童福祉法第十一条第一項第二号ニの規定による指導をいう。以下この項において同じ。）を効果的に行うため、同法第十三条第五項に規定する指導教育担当児童福祉司に同項に規定する指導及び教育のほか保護者への指導を行う者に対する専門的技術に関する指導及び教育を行わせるとともに、第八条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条第一項の規定による立入り及び調査若しくは質問、第九条の二第一項の規定による調査若しくは質問、第九条の三第一項の規定による臨検若しくは捜索又は同条第二項の規定による調査若しくは質問をした児童の福祉に関する事務に従事する職員並びに同法第三十三条第一項又は第二項の規定による児童の一時保護を行った児童福祉司以外の者に当該児童に係る保護者への指導を行わせることその他の必要

5| 児童相談所長は、第三項の規定による勧告を受けた保護者が当該勧告に従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、児童福祉法第三十三条の七の規定による請求を行うものとする。

〔新設〕

な措置を講じなければならない。

(児童虐待を受けた児童が転居する際の指導の解除の制限等)

第十二条の五 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置又は同法第二十六条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童が他の都道府県の区域又は他の児童相談所の管轄区域に居住地を移すことを知ったときは、当該区域又は当該管轄区域に居住地を移す日の前日までは、その措置を解除してはならない。

2 第八条第四項の規定による資料又は情報の提供を受けた児童相談所の所長は、当該資料又は情報の提供に係る児童が当該児童相談所の管轄区域に居住地を移す前の居住地において、当該児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置若しくは同法第二十六条第一項第二号の措置について前項の規定の適用があつた場合又は当該児童について施設入所等の措置が採られ、若しくは同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合には、第八条第二項及び同法第二十六条第一項の規定にかかわらず、当該資料又は情報の提供を受けた後直ちに当該児童について同項第二号の措置を採らなければならない。ただし、当該児童について当該居住地において同法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合であつて、当該居住地から居住地を移した

(児童虐待を受けた児童の転居に係る指導の解除の制限等)

第十二条の五 [略]

2 第八条第三項の規定による資料又は情報の提供を受けた児童相談所の所長は、当該資料又は情報の提供に係る児童が当該児童相談所の管轄区域に居住地を移す前の居住地において、当該児童に係る児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置若しくは同法第二十六条第一項第二号の措置について前項の規定の適用があつた場合又は当該児童について施設入所等の措置が採られ、若しくは同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合には、第八条第二項及び同法第二十六条第一項の規定にかかわらず、当該資料又は情報の提供を受けた後直ちに当該児童について同項第二号の措置を採らなければならない。

後の居住地が従前と同一の都道府県の区域内にあるときは、この限りでない。

3 前項の規定による措置は、当該措置を開始した日から起算して一月を経過する日までは、解除してはならない。ただし、当該措置に係る児童について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置若しくは施設入所等の措置が採られ、又は同法第三十三条第一項若しくは第二項の規定による一時保護が行われた場合は、この限りでない。

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の意見及び当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭その他の環境（当該施設入所等の措置の解除後に居住地を移すことが見込まれる児童にあつては、居住地を移した後の家庭その他の環境を含む。）その他厚生労働省

3
〔略〕

(施設入所等の措置の解除等)

第十三条 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、及び当該児童の保護者について児童福祉法第二十七条第一項第二号の措置が採られた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置を解除しようとするときは、当該児童の保護者について同号の指導を行うこととされた児童福祉司等の意見を聴くとともに、当該児童の保護者に対し採られた当該指導の効果、当該児童に対し再び児童虐待が行われることを予防するために採られる措置について見込まれる効果、当該児童の家庭その他の環境（当該施設入所等の措置の解除後に居住地を移すことが見込まれる児童にあつては、居住地を移した後の家庭その他の環境を含む。）その他厚生労働省令で定める事項を勘

令で定める事項を勘案しなければならない。

- 2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について行われた一時保護を解除しようとするときは、当該児童の意見を聴くとともに、当該児童の家庭その他の環境（当該一時保護の解除後に居住地を移すことが見込まれる児童にあつては、居住地を移した後の家庭その他の環境を含む。）その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならぬ。

- 3 都道府県知事又は児童相談所長は、前二項の規定により児童の意見を聴く場合においては、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に配慮しなければならない。

- 4 都道府県知事は、児童虐待を受けた児童について施設入所等の措置が採られ、又は児童福祉法第三十三条第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について採られた施設入所等の措置又は行われた一時保護を解除するときは、当該児童の保護者に対し、親子の再統合の促進その他の児童虐待を受けた児童が家庭で生活することを支援するために必要な助言を行うことができる。

- 5 都道府県知事は、前項の助言に係る事務の全部又は一部を厚生労働省令で定める者に委託することができる。

案しなければならない。

- 2 都道府県知事又は児童相談所長は、児童虐待を受けた児童について児童福祉法第三十三条第一項又は第二項の規定による一時保護が行われた場合において、当該児童について行われた一時保護を解除しようとするときは、当該児童の家庭その他の環境（当該一時保護の解除後に居住地を移すことが見込まれる児童にあつては、居住地を移した後の家庭その他の環境を含む。）その他厚生労働省令で定める事項を勘案しなければならない。

〔新設〕

- 3 〔略〕

- 4 〔略〕

6| 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(体罰の禁止等)

第十四条 児童の親権を行う者は、その行使に際して、当該児童に對し、体罰を加えてはならない。

2 児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない。

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法(明治二十九年法律第八十九号)に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者(以下この条において「延長者」という。)、延長者の親権を行う者、未成年

5| 前項の規定により行われる助言に係る事務に従事する者又は従事していた者は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(親権の行使に関する配慮等)

第十四条 児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八百二十条の規定による監護及び教育に必要な範囲を超えて当該児童を懲戒してはならず、当該児童の親権の適切な行使に配慮しなければならない。

2 [略]

(親権の喪失の制度の適切な運用)

第十五条 民法に規定する親権の喪失の制度は、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護の観点からも、適切に運用されなければならない。

(延長者等の特例)

第十六条 児童福祉法第三十一条第四項に規定する延長者(以下この条において「延長者」という。)、延長者の親権を行う者、未成年

後见人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者とその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項、第二項、第四項から第六項まで及び第八項、第十二条の四、第十二条の五第一項及び第二項並びに第十三条第一項及び第三項の規定を適用する。

一 延長者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者にわいせつな行為をすること又は延長者をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者の監護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

後见人その他の者で、延長者を現に監護する者（以下この項において「延長者の監護者」という。）及び延長者の監護者とその監護する延長者について行う次に掲げる行為（以下この項において「延長者虐待」という。）については、延長者を児童と、延長者の監護者を保護者と、延長者虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置とみなして、第十一条第一項から第三項まで及び第五項、第十二条の四、第十二条の五第一項及び第二項並びに第十三条第一項の規定を適用する。

一 〔略〕

二 〔略〕

三 〔略〕

四 〔略〕

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者

(以下この項において「延長者等」という。)、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者(以下この項において「延長者等の監護者」という。)及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者等虐待」という。)については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第三項及び第七項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第六項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一 延長者等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

二 延長者等にわいせつな行為をすること又は延長者等をしてわいせつな行為をさせること。

三 延長者等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、延長者等の監護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の延長者等の監

2 延長者又は児童福祉法第三十三条第十項に規定する保護延長者

(以下この項において「延長者等」という。)、延長者等の親権を行う者、未成年後見人その他の者で、延長者等を現に監護する者(以下この項において「延長者等の監護者」という。)及び延長者等の監護者がその監護する延長者等について行う次に掲げる行為(以下この項において「延長者等虐待」という。)については、延長者等を児童と、延長者等の監護者を保護者と、延長者等虐待を児童虐待と、同法第三十一条第二項から第四項までの規定による措置を同法第二十七条第一項第一号から第三号まで又は第二項の規定による措置と、同法第三十三条第八項から第十一項までの規定による一時保護を同条第一項又は第二項の規定による一時保護とみなして、第十一条第四項、第十二条から第十二条の三まで、第十三条第二項から第五項まで、第十三条の二、第十三条の四及び第十三条の五の規定を適用する。

一 〔略〕

二 〔略〕

三 〔略〕

護者としての監護を著しく怠ること。

四 延長者等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、延長者等が同居する家庭における配偶者に対する暴力その他の延長者等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

第十九条 第十三条第六項（第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

四 〔略〕

第十九条 第十三条第五項（第十六条第二項の規定によりみなして適用する場合を含む。）の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

○ 児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）（抄）（第六条関係）【平成三十五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（大都市等の特例）</p> <p>第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）<u>同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）及び特別区並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市</u>においては、政令で定めるところにより、指定都市、<u>中核市若しくは特別区又は児童相談所設置市</u>（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。</p>	<p>（大都市等の特例）</p> <p>第十六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）<u>及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市</u>においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。</p>

○ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）（抄）（第七条関係）【平成三十二年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（配偶者暴力相談支援センター）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五項、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>四〇六 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、<u>児童相談所並びに</u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p>	<p>（配偶者暴力相談支援センター）</p> <p>第三条 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p> <p>3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。</p> <p>一・二 〔略〕</p> <p>三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあつては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び<u>第八条の三</u>において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。</p> <p>四〇六 〔略〕</p> <p>4 〔略〕</p> <p>5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。</p>

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター若しくは警察官又は市町村(配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たす施設がない市町村に限る。次項及び第三項において同じ。)に通報しなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター若しくは警察官又は市町村に通報しなければならない。

3 市町村は、前二項の規定による被害者に関する通報を受けた場合には、適切な配偶者暴力相談支援センター又は警察官に対し、当該通報に係る事案に係る情報を提供するものとする。

4 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項若しくは第二項の規定により通報すること又は前項の規定により情報を提供することを妨げるものと解釈してはならない。

5 | [略]

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

[新設]

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 | [略]

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報等を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

○ 少年法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）（附則第十一条関係）【平成三十一年七月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（援助、協力）</p> <p>第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司（児童福祉法第十二条の三第二項第六号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。）又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。</p> <p>2 家庭裁判所は、その職務を行うについて、公務所、公私の団体、学校、病院その他に対して、必要な協力を求めることができる。</p>	<p>（援助、協力）</p> <p>第十六条 家庭裁判所は、調査及び観察のため、警察官、保護観察官、保護司、児童福祉司（児童福祉法第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司をいう。第二十六条第一項において同じ。）又は児童委員に対して、必要な援助をさせることができる。</p> <p>2 〔略〕</p>

改正案	現行
<p>（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）</p> <p>第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。</p> <p>一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二第一項に規定する拠点において同項に規定する支援を行う事業</p> <p>二 母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二條第一項に規定する母子健康包括支援センターを経営する事業</p> <p>三 介護保険法第百十五條の四十五第二項第一号に掲げる事業</p> <p>四 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第七十七條第一項第三号に掲げる事業</p>	<p>（地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務）</p> <p>第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの（市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。）は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めよう努めなければならない。</p> <p>一 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業又は同法第十条の二に規定する拠点において同条に規定する支援を行う事業</p> <p>二 〔略〕</p> <p>三 〔略〕</p> <p>四 〔略〕</p>

五 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第五十
九条第一号に掲げる事業

五
〔略〕

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（附則第十三条関係）【平成三十五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
別表第二（第三十条の十関係）		別表第二（第三十条の十関係）	
<p>〔略〕</p> <p>五の四 指定都市、中核市〔地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。〕若しくは特別区又は児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の長</p>	<p>〔略〕</p> <p>児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十</p>	<p>〔略〕</p> <p>五の四 指定都市若しくは中核市（地方自治法第二百五十二条の二十二第一項に規定する中核市をいう。以下同じ。）又は児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下「児童相談所設置市」という。）の長</p>	<p>〔略〕</p> <p>児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十</p>

<p>〔略〕</p>	
<p>五の二十一 指定都市、中核市若しくは特別区又は児童相談所設置市の長</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>	<p>三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市、中核市若しくは特別区又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>〔略〕</p>	
<p>五の二十一 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長</p>	<p>〔略〕</p>
<p>〔略〕</p>	<p>の 三条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

別表第四（第三十条の十二関係）	
〔略〕	〔略〕
四の四 指定都市、中核市若しくは特別区又は児童相談所設置市の長	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七
〔略〕	〔略〕
<p>都市、中核市若しくは特別区又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	

別表第四（第三十条の十二関係）	
〔略〕	〔略〕
四の四 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長	児童福祉法による同法第六条の四第一号の養育里親若しくは同条第二号の養子縁組里親の登録若しくは同条第三号の里親の認定、同法第十九条の二第一項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第二十条第一項の療育の給付、同法第二十四条の二第一項の障害児入所給付費、同法第二十四条の六第一項の高額障害児入所給付費、同法第二十四条の七
〔略〕	〔略〕
<p>都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>	

<p>四の二十一 指定都市、中核市若しくは特別区又は児童相談所設置市の長</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立</p>	<p>〔略〕</p>	<p>第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市、中核市若しくは特別区又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

<p>四の二十一 指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長</p>	<p>〔略〕</p>	
<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による同法第六条の自立</p>	<p>〔略〕</p>	<p>第一項の特定入所障害児食費等給付費若しくは同法第二十四条の二十第一項の障害児入所医療費の支給、同法第三十条の六第一項（同条第六項において準用する場合を含む。）の児童自立生活援助の実施又は同法第五十六条第一項の負担能力の認定若しくは同条第二項の費用の徴収に関する事務のうち、同法第五十九条の四第一項の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるものの</p>

〔略〕	<p>支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第百六条の規定により指定都市、中核市若しくは特別区又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>
〔略〕	<p>支援給付の支給又は同法第七十八条の地域生活支援事業の実施に関する事務のうち、同法第百六条の規定により指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市の長が行うこととされたものに関する事務であつて総務省令で定めるもの</p>

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）（抄）（附則第十四条関係）【平成三十五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（大都市等の特例）</p> <p>第百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に 関する規定で政令で定めるものは、指定都市、中核市及び特別区 並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設 置市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定 めるところにより、指定都市、中核市若しくは特別区又は児童相 談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。 この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定 都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。</p>	<p>（大都市等の特例）</p> <p>第百六条 この法律中都道府県が処理することとされている事務に 関する規定で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児 童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以 下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるとこ ろにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下 「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合におい ては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する 規定として指定都市等に適用があるものとする。</p>

○ 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）（抄）（附則第十五条関係）【平成三十五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定教育・保育施設の基準）</p> <p>第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>一 認定こども園 認定こども園法第三条第一項の規定により都道府県（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）の区域内に所在する認定こども園（都道府県が設置するものを除く。以下「指定都市等所在認定こども園」という。）については、当該指定都市等。以下この号において同じ。）の条例で定める要件（当該認定こども園が認定こども園法第三条第一項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたものである場合に限る。）、認定こども園法第三条第三項の規定により都道府県の条例で定める要件（当該認定こども園が同項の認定を受けたものである場合又は同項の規定により都道府県の条例で定める要件に適合しているものとして同条第十一項の規定による公示がされたもの</p>	<p>（特定教育・保育施設の基準）</p> <p>第三十四条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる教育・保育施設の区分に応じ、当該各号に定める基準（以下「教育・保育施設の認可基準」という。）を遵守しなければならない。</p> <p>一 [略]</p>

である場合に限る。)又は認定こども園法第十三条第一項の規定により都道府県の条例で定める設備及び運営についての基準(当該認定こども園が幼保連携型認定こども園(認定こども園法第二条第七項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。)である場合に限る。)

二 幼稚園 学校教育法第三条に規定する学校の設備、編制その他に関する設置基準(幼稚園に係るものに限る。)

三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県(指定都市等若しくは特別区又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。)の区域内に所在する保育所(都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。))については、当該指定都市等若しくは特別区又は児童相談所設置市の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る。)

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育(特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この節において同じ。)を提供しなければならない。

3 市町村が前項の条例を定めるに当たっては、次に掲げる事項に

二 [略]

三 保育所 児童福祉法第四十五条第一項の規定により都道府県(指定都市等又は同法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))の区域内に所在する保育所(都道府県が設置するものを除く。第三十九条第二項及び第四十条第一項第二号において「指定都市等所在保育所」という。))については、当該指定都市等又は児童相談所設置市の条例で定める児童福祉施設の設備及び運営についての基準(保育所に係るものに限る。)

2 [略]

3 [略]

については内閣府令で定める基準に従い定めるものとし、その他の事項については内閣府令で定める基準を参酌するものとする。

一 特定教育・保育施設に係る利用定員（第二十七条第一項の確
認において定める利用定員をいう。第七十七条第一項第一号に
おいて同じ。）

二 特定教育・保育施設の運営に関する事項であつて、小学校就
学前子どもの適切な処遇の確保及び秘密の保持並びに小学校就
学前子どもの健全な発達に密接に関連するものとして内閣府令
で定めるもの

4 内閣総理大臣は、前項に規定する内閣府令で定める基準を定め、
又は変更しようとするとき、及び同項第二号の内閣府令を定め、
又は変更しようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣及び厚
生労働大臣に協議するとともに、特定教育・保育の取扱いに関す
る部分について第七十二条に規定する子ども・子育て会議の意見
を聴かなければならない。

5 特定教育・保育施設の設置者は、次条第二項の規定による利用
定員の減少の届出をしたとき又は第三十六条の規定による確認の
辞退をするときは、当該届出の日又は同条に規定する予告期間の
開始日の前一月以内に当該特定教育・保育を受けていた者であつ
て、当該利用定員の減少又は確認の辞退の日以後においても引き
続き当該特定教育・保育に相当する教育・保育の提供を希望する

4
〔略〕

5
〔略〕

者に対し、必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、他の特定教育・保育施設の設置者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(勧告、命令等)

第三十九条 市町村長は、特定教育・保育施設の設置者が、次の各号に掲げる場合に該当すると認めるときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することができる。

一 第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をしていない場合 当該基準を遵守すること。

二 第三十四条第五項に規定する便宜の提供を施設型給付費の支給に係る施設として適正に行っていない場合 当該便宜の提供を適正に行うこと。

2 市町村長（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等若しくは特別区又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項にお

(勧告、命令等)

第三十九条 [略]

2 市町村長（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長を除き、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長を除く。第五項において同じ。）は、特定教育・保育施設（指定都市等所在認定こども園及び指定都市等所在保育所を除く。以下この項及び第五項において同じ。）の設

- いて同じ。)の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等(教育・保育施設に係る認定子ども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定子ども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 市町村長は、第一項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。
- 4 市町村長は、第一項の規定による勧告を受けた特定教育・保育施設の設置者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該特定教育・保育施設の設置者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 市町村長は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公示するとともに、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事に通知しなければならない。
- 置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、遅滞なく、その旨を、当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等(教育・保育施設に係る認定子ども園法第十七条第一項、学校教育法第四条第一項若しくは児童福祉法第三十五条第四項の認可又は認定子ども園法第三条第一項若しくは第三項の認定をいう。第五項及び次条第一項第二号において同じ。)を行った都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 〔略〕
- 4 〔略〕
- 5 〔略〕

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 特定教育・保育施設の設置者が、第三十三条第六項の規定に違反したと認められるとき。

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等若しくは特別区又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 特定教育・保育施設の設置者が、第三十四条第二項の市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な特定教育・保育施設の運営をすることができなくなったとき。

四 施設型給付費又は特例施設型給付費の請求に関し不正があったとき。

五 特定教育・保育施設の設置者が、第三十八条第一項の規定に

(確認の取消し等)

第四十条 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該特定教育・保育施設に係る第二十七条第一項の確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一 〔略〕

二 特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をすることができなくなったと当該特定教育・保育施設に係る教育・保育施設の認可等を行った都道府県知事（指定都市等所在認定こども園については当該指定都市等の長とし、指定都市等所在保育所については当該指定都市等又は児童相談所設置市の長とする。）が認めたとき。

三 〔略〕

四 〔略〕

五 〔略〕

より報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

六 特定教育・保育施設の設置者又はその職員が、第三十八条第一項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該特定教育・保育施設の職員がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該特定教育・保育施設の設置者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

七 特定教育・保育施設の設置者が、不正の手段により第二十七条第一項の確認を受けたとき。

八 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、この法律その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。

九 前各号に掲げる場合のほか、特定教育・保育施設の設置者が、教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。

十 特定教育・保育施設の設置者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以

六
〔略〕

七
〔略〕

八
〔略〕

九
〔略〕

十
〔略〕

上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）又はその長のうちに過去五年以内に教育・保育に関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。

2 前項の規定により第二十七条第一項の確認を取り消された教育・保育施設の設置者（政令で定める者を除く。）及びこれに準ずる者として政令で定める者は、その取消しの日又はこれに準ずる日として政令で定める日から起算して五年を経過するまでの間は、第三十一条第一項の申請をすることができない。

2
〔略〕

○ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）（抄）（附則第十六条関係）【平成三十五年四月一日施行】

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（大都市等の特例）</p> <p>第四十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）<u>、同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）及び特別区並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下この条において「児童相談所設置市」という。）</u>においては、政令で定めるところにより、指定都市、<u>中核市若しくは特別区</u>又は児童相談所設置市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。</p>	<p>（大都市等の特例）</p> <p>第四十一条 この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）<u>及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）並びに児童福祉法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市（以下この条において「児童相談所設置市」という。）</u>においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは<u>中核市又は児童相談所設置市（以下この条において「指定都市等」という。）</u>が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。</p>